

社会福祉士後見人の成年被後見人に対する権利擁護に関する研究

－後見業務の分析を通じて－

○ 関西福祉大学大学院社会福祉学研究科 林田 哲弥 (9070)

香川 幸次郎 (関西福祉大学・2432)、佐藤 ゆかり (岡山県立大学・4746)

〔キーワード〕 成年後見制度、社会福祉士後見人、権利擁護

1. 研究目的

成年後見制度が創設され15年が過ぎ、その重要性は益々高まっているが、成年後見人が権利擁護という観点から実際の現場で成年被後見人に対して行われている後見業務内容や、その重要性の実態についても明らかになっていない。自ら声をあげることが困難な状況にある成年被後見人に対して、まずは支援のあり方を検討する必要がある、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの理念との調和を図ることで実現される、本来「あるべき支援」とはどのようなものなのかを社会に向けて発信していく必要がある。

そこで、社会福祉士後見人に焦点をあて、成年被後見人に対して行っている後見業務内容を検討し、後見業務の構造と重要性の実態を解明することで、成年被後見人に対する支援の方向性を検証すると共に、権利擁護のあり方を解明していく事を目的とする。

2. 研究の視点および方法

予備調査では「社会福祉士後見人の成年被後見人に対する後見業務の重要度調査」の質問項目案を作成するため、アイテムプールの作業を行い、全50項目の質問項目案を作成した。次に本調査では予備調査で作成した調査項目を用い、公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ上の独立型社会福祉士名簿一覧402名(2015.4.24)のうち、住所、氏名が公開されており郵送可能な301名に対して郵送調査を行った。回収されたデータは統計解析ソフトSPSS17.0J for Windowsを用いて因子分析を行い、因子抽出には重み付けのない最小2乗法とプロマックス回転を用いた。

3. 倫理的配慮

予備調査では、調査対象者に調査研究に対する目的、意義を口頭及び書面にて説明し、同意書によって研究参加への意思確認を行った。また、本調査では調査研究に対する目的、意義を記載した書面をもって説明し、同意できる場合にのみ返送するように依頼した。調査票は無記名とし、個別に封書に入れ投函することによりプライバシー、匿名性を担保した。なお、本調査は、関西福祉大学大学院社会福祉学研究科研究倫理審査会の承認を得て行った。

4. 研究結果

送付者 301 人のうち、188 人より返信があった。そのうち、分析対象は回答に欠損を有するもの、回答選択が全て同一のものを除いた 137 人の回答とした。因子分析の結果、5 因子が抽出され、第 1 因子（11 項目）「財産管理と身上監護」、第 2 因子（10 項目）「ソーシャルワーク技術を活かした支援」、第 3 因子（5 項目）「法的事案に対する支援」、第 4 因子（3 項目）「法的権限を越えた支援」、第 5 因子（3 項目）「本人の意向尊重」と命名した。

5. 考察

①項目平均得点を算出し後見業務の重要性について高い順にみると、第 1 に民法で定められている最も基本となる財産管理と身上監護業務であること。第 2 に成年被後見人の権利擁護の為に、社会福祉士として専門性を発揮し、ソーシャルワーク技術を活かした支援であること。第 3 に他職種との連携を図り、法的事案に対しても解決していくこと。第 4 に本人の意向が自ら主張できるよう支援すること。第 5 に法的権限を越えた支援も本人を支えていく上で重要であること。これらの 5 因子については、どれも欠くことの出来ない重要な要素であり、権利擁護という観点から、関連しあって成年被後見人を支える因子になっていると推察される。

②後見業務の重要性の順位をもとに、その関連性を図に示した。「財産管理と身上監護」と「ソーシャルワーク技術を活かした支援」は並列の関係にあり、同様に中心となる因子である。「法的事案に対する支援」は、この 2 つの因子に互いに影響しあうものである。「本人の意向尊重」は後見業務全体を覆っており、常に持ち続けなくてはならない考え方である。「法的権限を越えた支援」は、一般的には成年後見人の業務であるとは言えない項目も含まれ、今後検討すべき課題でもあるが、他の因子とは少し離れた位置づけとした。これらの因子が全て統合されることにより、より本人の支援として適している業務内容であると推察される。

③成年後見人の専有な機能や役割を「専有性」の観点から検討した結果、民法で規定された成年後見人としての職務だけを遂行しているのではなく、成年被後見人を支える上でそれ以外の要素も重要であることが明らかとなった。これら二者の因子を統合することによって成年被後見人を支える後見業務になると推察される。

④「ソーシャルワーク技術を活かした支援」と「法的権限を越えた支援」は、現在の成年後見制度の課題を浮かび上がらせると同時に、社会福祉士後見人はこれらを重要であると考え、既に現場では実践されている事が明らかとなった。ソーシャルワークを実践することで本人の最善の利益を追求するための支援が可能となり、成年後見制度の理念に沿った支援が最も実現できると考えられる。成年被後見人を支える為には、法的な支援と今回重要性が改めて確認されたソーシャルワークとが統合的に実施される事が「あるべき支援」と推察される。